

ポジティブ・アクション研究会報告書

平成 17 年 10 月

内閣府男女共同参画局
ポジティブ・アクション研究会

目 次

はじめに.....	1
-----------	---

第 1 部

1 ポジティブ・アクションの概念と手法.....	3
（ 1 ）諸外国におけるポジティブ・アクション.....	3
（ 2 ）日本におけるポジティブ・アクションの関連規定.....	3
（ 3 ）ポジティブ・アクションの手法.....	4
2 ポジティブ・アクションの意義と憲法上の平等原則との関係.....	6
（ 1 ）ポジティブ・アクションの意義.....	6
（ 2 ）ポジティブ・アクションと憲法上の平等原則との関係.....	7
3 各分野におけるポジティブ・アクションの具体的措置の導入について.....	9
（ 1 ）政治分野.....	9
（ 2 ）行政分野.....	13
（ 3 ）教育・研究分野.....	19
（ 4 ）公契約・補助金分野.....	23
（ 5 ）雇用分野.....	26
参考資料.....	33
関係法令等.....	57
ポジティブ・アクション研究会委員名簿.....	71
ポジティブ・アクション研究会開催状況.....	72

第 2 部	別冊
-------------	----

研究会委員等による参考論文より構成する。

はじめに

平成 11 (1999) 年 6 月、男女共同参画社会の形成に関する基本理念・枠組みを明らかにした男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 76 号。以下「基本法」という。) が公布・施行された。基本法は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。また、男女共同参画社会の形成を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義づけ、男女の人権の尊重と社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会づくりの実現という 2 つの側面から、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

さらに、基本法は、積極的改善措置を定義した上で、国及び地方公共団体が実施する責務を有する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」に含まれるものとして明確に位置づけている。これに基づいて、国は平成 12 (2000) 年 12 月に策定した男女共同参画基本計画に積極的改善措置を盛り込んだ。地方公共団体については、都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画が、積極的改善措置を盛り込んでいる。

しかしながら、基本法が制定されても、現在の日本社会においては、実際に女性が十分に活躍できていない状況が随所にみられ、特に政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低い。平成 17 (2005) 年に国連開発計画 (UNDP) が発表した「人間開発報告書」においては、日本のジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)¹ は、80 か国中 43 位と低くなっている。この日本の GEM の低さは、国会議員や管理職に占める女性割合などが低く、政策・方針決定過程への女性の参加が過小であることを反映している。

この背景には、固定的な性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して、現実には男女の置かれた社会的状況に格差が生じており、男女の実質的な機会の平等が確保されていないことがある。法律等による差別の禁止のみでは、これらの格差は解消できず、ポジティブ・アクションの実施が求められるところである。

平成 15 (2003) 年 6 月には、全閣僚で構成される男女共同参画推進本部が「女

¹ GEM (Gender Empowerment Measure) とは、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものである。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定勤労所得を用いて算出している。

性のチャレンジ支援策の推進について」を決定し、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」とした。この「指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度」という目標は、平成15(2003)年6月に閣議で決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においても掲げられた。

また、前述の推進本部決定に先立ち、平成15(2003)年4月に男女共同参画会議で決定された「女性のチャレンジ支援策について」において、提言の中でも特に重点的な取組の一つとしてポジティブ・アクションの推進が掲げられた。ここでは、様々な分野におけるポジティブ・アクションの具体的措置の導入について検討するため、内閣府において、実効性のある措置の具体化について総合的に調査・研究を行うこととされた。これを受け、平成15(2003)年7月に内閣府男女共同参画局にポジティブ・アクション研究会が設置され、以後9回にわたり検討を重ねてきた。

研究会の検討結果を踏まえ、本報告書第1部では、ポジティブ・アクションの概念と手法について整理した後、主に法理論的側面から、我が国におけるポジティブ・アクションの具体的措置の導入について述べる。第2部においては、ポジティブ・アクション研究会委員等による参考論文(個人としての論文であり、研究会の意見を示すものではない)を掲載することとする。